資料１

「入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例」改正の要旨

≪第１６条関係≫

◆　成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年６月１４日に公布され、土地区画整理法に規定する審議会委員の被選挙権に係る「成年被後見人又は被保佐人」についての欠格条項が削除されたことに伴い、同条文を引用する入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程の条文整理を行うもの。

〔公布の日から施行〕

≪第２４条関係≫

◆　清算金に付すべき利子の利率の変更

民法及び商法に規定の法定利率の改正に合わせ、民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令が平成３０年６月６日に公布され、土地区画整理法施行令に規定の清算金に付すべき利子の利率が、「年６％」から「法第１０３条第４項の規定による公告（換地処分公告）があつた日の翌日における法定利率」に改正となる（令和２年４月１日施行）ことに伴い、同施行令に基づき入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程に規定する、分割徴収する清算金に係る利子の上限利率と分割交付する清算金に係る利子の利率「年６％」を「法第１０３条第４項の規定による公告（換地処分公告）があつた日の翌日における法定利率」に改正するもの。

〔令和２年４月１日から施行〕